

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

# 財産承継 サポート通信

2021.12. Vol.142

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所  
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『長女と孫に、将来長男を扶養させることを目的とした、負担付の公正証書遺言作成サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所  
Change&Revival 株式会社  
代表 銚立 榮一朗  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引士  
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：ランニング、フットサル

## <ごあいさつ>

こんにちは、財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

最近、仕事の生産性向上と運動不足解消を目的に、職場にスタンディングデスクを導入しました。

立ちながら仕事をすることで、

- 頭の回転が速くなって仕事がはかどる
- テンションが高まって仕事がはかどる
- 健康に良い

といった効果を感じています。

立ち仕事と座り仕事のバランスを色々試して、最適な使い方を見つけていきたいと思っています。

## <サポート事例>

『長女と孫に、将来長男を扶養させることを目的とした、負担付の公正証書遺言作成サポート』

今回は、長女と孫に、将来長男を扶養させることを目的とした、負担付の公正証書遺言作成サポート案件をご紹介します。

### ★この事例のポイント

- 財産の大部分が土地であったため、2人の子供に平等に相続させることが困難であった
- 現在独り身である長男の老後の生活に心配があった
- 将来長男の老後の面倒を見ることを条件に、土地を孫に引き継がせたいとの希望があった

ご自身の名義の土地の上に孫娘夫婦が建築した自宅にお住まいになっていた1様（80歳代）。

ご自身の財産のほとんどが土地であったため、現在独り身のご長男に相続させる財産が少なく、ご長男の老後の生活のことを心配されていました。

取引先信用金庫様のご紹介で1様とお話しさせていただいたところ、「息子の老後の面倒を見ることを条件に、孫娘に土地をあげる。先生、そんなふうにはできないものではないでしょうか？」とのこと。

当事務所では、特定の受遺者（相続人）に一定の負担をしてもらう代わりに遺贈する（相続させる）、「負担付の遺言」を作成することができることを助言。

つづき↓

## <サポート事例>

今回の負担付の遺言のパターンとしては、①孫娘様への負担付遺贈、②長女様への負担付相続の2パターンが考えられること、そして、それぞれについてのメリットとデメリットを整理してご説明したところ、「直接孫娘に土地をあげるより、娘から孫娘に相続させるのが良いですね」と、②のパターンで進めることになりました。

遺言書の作成の前に、ご長女様にも遺言書の最終原稿を確認していただき、無事、負担付の公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

「文面もやわらかな表現で作ってくださって、私の希望通りのものができました」(東京都西東京市 1様 80歳代)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

数年前に、私の土地の上に、孫夫婦が自宅を建てました。

土地は最終的には孫娘の名義にするしかありません。

でも、そうすると息子にあげるものが何もなくなってしまいます。今考えると、預金をもっと貯めていたら良かったんですが…。

### <お客様の声>

息子の老後の面倒を見ること。それを条件に、土地を孫にあげる。

それが私の希望でした。

でもその希望が通るものなのかどうか、わかりませんでした。

——何がきっかけで、当事務所のことを知りましたか？

(預金取引のある)信金さんに良い方がいて、その方が銚立先生を紹介してくださいました。

信金さんには、本当にやさしい良い先生を紹介してくださいまして感謝しています。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

公証役場ではドキドキしてしまっていて、上手く話せなくなってしまいましたが、銚立先生の顔を見たら安心できました。

(遺言書の)文面もやわらかな表現で作ってくださって、私の希望通りのものができました。

本当にありがとうございました。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

先生、娘(長女)の遺言書についても作成をお願いします。

## <編集後記>

今、アプリ「LINEマンガ」で、『王様ランキング』という漫画にハマっています。いわゆる冒険・ファンタジーものの漫画なのですが、主人公の小さな王子「ボッジ」が、どうも2歳の息子とかぶって見えてしまい、感情移入しながら読んでいます。1日2話まで無料で読めていたのですが、最近とうとう無料の回が終わってしまい、課金することに。今後の展開から目が離せません。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

### <主要業務>

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

#### ◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に  
ご連絡ください!

行政書士  
**銚立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事(2)第94647号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を  
見るができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索  
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

\* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください!